

公募要領

1. 事業名 平成29年度海外メディア芸術祭等参加事業の企画・運営

2. 事業目的

優れたメディア芸術作品を海外のフェスティバル・施設等に出品することで、我が国のメディア芸術の国際的な評価を高め、創造活動の活性化をはかり、もって我が国のメディア芸術の発展に資する。

3. 事業内容

優れたメディア芸術作品の出品等が適切と認められる海外のフェスティバル、施設等(以下「海外メディア芸術関連フェスティバル等」という。)において、文化庁メディア芸術祭賞受賞作品(審査委員会推薦作品を含む)を中心とした作品の効果的な展示・上映・解説及びプレゼンテーション等(以下「展示・上映等」という。)を実施する。また、併せて文化庁メディア芸術祭の周知を行う。

【業務内容】

(1) 海外メディア芸術祭等参加事業を運営する事務局の設置及び事務局業務

①本事業の運営に係るスケジュール・経費の管理(謝金規定等の作成を含む)、及び事業の実施、記録作成、報告等の実務を行うための業務体制を有する事務局を設置する。

②本事業を効果的に実施するため、専門的な知見を有する者(以下「事業アドバイザー」とする)を配置し、企画運営会議等を実施する。

※事業アドバイザーは、文化庁と協議のもとで配置するものとする。

③本事業に関する渉外窓口及び広報を行う。(サイトの構築、運用及び保守管理を含む)

(2) 海外メディア芸術関連フェスティバル等の選定と企画立案に係る業務

①作品の展示・上映等を効果的に行うことを目的とし、海外メディア芸術関連フェスティバル等を選定する。

②上記①において選定された海外メディア芸術関連フェスティバルでの実施企画を立案する。

※なお、本業務に当たっては、以下のとおり、重点的に参加する企画(以下「【ア】重点参加」とする)と、作品の巡回を目的とした企画(以下「【イ】普通参加」とする)の2種類を実施する。

【ア】重点参加

我が国のメディア芸術を総合的に紹介することを目的とし、海外メディア芸術関連フェスティバル等との共催により、テーマを設けた企画展を、2～3か所を目安として実施する。

なお、平成29年度においては、中華人民共和国及びブルガリア共和国の2か国での実施を含む企画提案を行うこと。

また、企画立案に当たっては文化庁との協議のもと専門的な知見を有する者(以下「企画ディレクター」とする)を配置すること。

【イ】 普通参加

文化庁メディア芸術祭の受賞作品を海外で紹介することを目的とし、映像作品のプログラム上映（(3)の②）や専門家によるプレゼンテーション等を、10か所を目安として実施する。

③本業務に必要とされる計画書の作成と企画運営会議の実施

※参加フェスティバル等の選定や企画内容等については、事業アドバイザーと企画ディレクターを集め、企画運営会議を実施し決定する。

(3) 海外メディア芸術関連フェスティバル等での展示・上映等に係る業務

①(2)で立案された企画に基づき、出品作品の選定、展示計画、プレゼンテーション等イベントの実施計画の作成

②上映用のプログラムのパッケージ化

上記(2)の【ア】における上映や【イ】に提供するため、映像作品及びアニメーション、ミュージックビデオ、作品紹介用の映像等を取りまとめた特別プログラムを、監修者を入れて編成する。

③マンガ作品のパッケージ化

上記(2)の【ア】での設置や【イ】に提供するため、マンガ書籍の複数タイトルをまとめた特別プログラムを編成する。

④展示・上映を行う海外メディア芸術関連フェスティバル等の担当者との交渉

⑤出展作家との交渉（出展条件の調査を含む）

⑥作品の輸送、設置・撤去

⑦展示・上映・イベント開催・渡航に必要とされる保険の加入

⑧展示作品に関する解説書類や展示用キャプションの制作

⑨展示・上映等の実施に関する広報（本事業のサイト・SNSでの公開、プレスリリース、チラシ作成等）

⑩上記④の担当者に対する展示・上映終了後のヒアリングの実施

⑪実施記録（記録写真、記録映像等）の作成

⑫本事業の全ての実施状況をまとめた報告書の作成

(4) 文化庁メディア芸術祭等関連事業（文化庁メディア芸術祭、文化庁メディア芸術祭地方展メディア芸術クリエイター育成支援事業）との連携

①平成30年度〔第21回〕文化庁メディア芸術祭（作品募集）及び平成29年度〔第20回〕メディア芸術祭受賞作品展の周知

②文化庁メディア芸術祭等関連事業の周知に係る広報ツールの制作・運用

③平成29年度〔第20回〕文化庁メディア芸術祭受賞作品展の会期中に開催する本事業の報告会の企画・開催

④その他、本事業の効果的な実施・運営を行うために必要な、関連事業との情報共有等を行う。

※実施に当たっては、平成28年度事業の実施状況（別紙参照）及び文化庁との協議に基づ

き行うこと。また、平成28年度の本事業受託者と十分に引継ぎを行うこと。

【参考】

- ・平成28年度文化庁メディア芸術祭海外メディア芸術祭等参加事業ウェブサイト
<http://jmaf-promote.jp/>
- ・文化庁メディア芸術祭 歴代受賞作品 <http://archive.j-mediaarts.jp/>

4. 公募範囲

平成29年度海外メディア芸術祭等参加事業の企画・運営にかかる業務

上述の(1)海外メディア芸術祭等参加事業を運営する事務局の設置及び事務局業務、(2)海外メディア芸術関連フェスティバル等の選定と企画立案に係る業務、(3)海外メディア芸術関連フェスティバル等での展示・上映等に係る業務、(4)文化庁メディア芸術祭等関連事業(文化庁メディア芸術祭、文化庁メディア芸術祭地方展メディア芸術クリエイター育成支援事業)との連携、及びその他実施に必要な事項

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に該当する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

7. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問合せ先

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁文化部芸術文化課支援推進室メディア芸術交流係

TEL: 03-5253-4111 (内線3031)

FAX: 03-6734-3815

(2) 企画提案書の提出方法

①用紙サイズはA4版とする。

②提出方法は、10部を郵送又は持参すること。

(郵送の場合)

・応募配達を証明できる方法により送付すること。

・提案書類は紙媒体及び下記③で示す電子データ形式で提出すること。

(持参の場合)

- ・受付時間：平日10時～18時（12時～13時を除く、また3月23日は11時まで）
- ・提案書類は紙媒体及び下記③で示す電子データ形式で提出すること。

③その他

- ・企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提供すること。
- ・企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。
- ・企画提案書は、日本語で作成すること。また、金額は日本国通貨を単位として作成すること。
- ・電子データとして、CD-R（ファイル形式は、一太郎 Government 8, PDF, マイクロソフトワード 2016, マイクロソフトエクセル 2016, マイクロソフトパワーポイント 2016 対応フォーマット。）にて提出すること。

(3) 提出書類

①企画提案書（別添様式）

②事業実施主体の体制，財政基盤及びこれまでの実績を明らかにする資料（様式任意）

（例 定款の写し，組織図，貸借対照表，収支決算書等）

③誓約書（別添様式）

④審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

⑤その他必要と思われる資料

(4) 企画提案書の提出期限等

提出期限：平成29年3月23日（木）11時必着

提出先：上記（1）に示す場所

(5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

8. 企画提案書募集に関する質問の受付

質問は、下記により受け付ける。

受付先：7.（1）に同じ

受付期間：平成29年3月22日（水）18時まで

9. 採択数及び積算見込

採択数：1件

積算見込額：52,666,000円（積算する際の目安とすること）

10. 選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

11. 昨年度事業の実施状況に関する情報

別紙のとおり

12. 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

13. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書をもとに契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については業務計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

14. スケジュール

①公募開始	平成29年2月22日（水）
②企画書提出締切	平成29年3月23日（木）
③審査	平成29年3月下旬
選定及び事業計画書の提出	平成29年3月下旬
④契約締結	平成29年4月上旬頃
⑤契約期間	契約締結日から業務完了日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

15. その他

(1) 事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書、文化庁委託業務実施要領等を遵守すること。（文化庁委託実施要領→<http://www.bunka.go.jp/qa/pdf/youryou.pdf>）

(2) 決定した企画内容等については、文化庁及び各選定委員の意見により変更を求めることが

ある。

(3) 契約後、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予算決定及び会計令第58条第3号に基づく協議が整った際は委託経費の一部又は全部を概算払いすることができる。

(4) 本企画公募は、平成29年度予算及びその関連法案の成立を前提に行うものであり、それらの成立状況によっては、契約金額、スケジュール等を変更する場合がある。

※ [契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出頂く必要がありますので、事前の準備のほど、よろしく願いいたします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・ 業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・ 再委託に係る業務委託経費内訳
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・ 銀行振込依頼書

1. 平成28年度事業の経費項目

支出	人件費	賃金	事務局人件費
	事業費	諸謝金	会議出席謝金, 出展謝金, 原稿料 等
		旅費	国内旅費, 海外旅費 等
		借損料	機材レンタル費, 会場レンタル費 等
		会議費	お茶代 等
		消耗品	消耗品購入費 等
		通信運搬費	作品輸送費 等
		保険料	作品輸送保険 等
		雑役務費	ウェブサイト構築費, 映像制作費, 印刷費, 会場設 営費, 通訳費 等
		消費税相当額	消費税の仕入控除の対象となっていない経費の8%
	一般管理費		

2. 平成28年度事業の実施状況

- 5/下旬～ 参加先候補・出展内容の立案
- 5/下旬～ 事業アドバイザーの設置
- 5/下旬～ 重点参加フェスティバルに関する企画ディレクターの設置
- 6/月上旬～ 普通参加：海外メディア芸術関連フェスティバル等で展示・上映・講演・ブース出展を実施・運営（15か所程度予定）
- 11/26～11/29 重点参加：The Annex（香港）企画展 「Ubiquitous Humanity（偏在する人間性）」での企画実施・運営
- 2/3～2/18 重点参加：JCC（シンガポール）「Landscapes: New vision through multiple windows」での企画実施・運営
- 3/16～3/23（予定）重点参加：tricky women 2017（ウィーン）企画展

※平成28年度海外メディア芸術祭等参加事業の実施状況については、本事業のウェブサイト (<http://jmaf-promote.jp/>) も参照すること。